

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		撤去等手数料の徴収						
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部交通政策課交通政策係						
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市自転車等放置防止条例第9条第1項 市長は、第7条第1項又は第3項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等の利用者等から、撤去等に要する費用として別表に定める額を徴収する。						
処 分	関 係 条 項	<p>新座市自転車等放置防止条例第7条第1項 市長は、放置禁止区域内の公共の場所に自転車等が放置され、他の手段によつては良好な生活環境を保持することができないと認められるときは、必要な限度において、当該自転車等を撤去することができる。</p> <p>新座市自転車等放置防止条例第7条第3項 市長は、前項の措置を講じた後もなお放置されている自転車等については、必要な限度において、当該自転車等を撤去することができる。</p> <p>新座市自転車等放置防止条例別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">撤去費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自転車</td> <td style="text-align: center;">1台につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原動機付自転車</td> <td style="text-align: center;">1台につき 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	撤去費用	自転車	1台につき 2,000円	原動機付自転車	1台につき 3,000円
	区分	撤去費用						
自転車	1台につき 2,000円							
原動機付自転車	1台につき 3,000円							
基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>以下に該当する場合は撤去等に要する費用を免除する。</p> <p>1 当該自転車等の撤去日時までに盗難届が警察に受理されている場合。</p> <p>2 その他市長が特に認める場合。</p>						
	参 考 事 項							
準	設 定 等 年 月 日	令和3年10月1日設定						